

人権週間

12月4日(日)～10日(土)

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日に世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の目標として、世界人権宣言を採択しました。また同連合は、1950年(昭和25年)12月4日に世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、日本においても1949年(昭和24年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚のための様々な啓発活動が行われています。

みなさんもこの機会にいま一度、人権について考えてみませんか。



12月の人権相談日(人権擁護委員による相談。予約不要。)

相談日	時間	相談会場
12月 7日(水)	午前9時～午後3時	宇陀市役所(特設相談)
12月 7日(水)	午前9時～正午	菟田野人権交流センター
12月14日(水)	午前9時～正午	室生振興センター
12月15日(木)	午前9時～正午	大宇陀人権交流センター
12月21日(水)	午前9時～正午	宇陀市役所